

鳥羽市都市再生協議会の設置について（案）

（１）設置目的

第 6 次鳥羽市総合計画では、大規模災害への備えや人口減少の中でのまちづくりを進めるにあたり、これまでにない厳しい社会環境を想定しながら、中長期的な将来を見据えた持続可能なまちづくりを着実に実現していくことが重要としている。また、それには今までの枠組みや仕組みにとらわれず皆で話し合い、工夫していくことが求められており、本市が抱える課題を克服し、地域の多様な主体がまちづくりに参画し、地域をともに創ることで「誰もがキラめく鳥羽海の恵みがつなぐ鳥羽」を実現することを掲げている。

これを推進していくため、令和 6 年 6 月に策定した鳥羽市都市マスタープランでは、災害に対する事前準備が十分に行われ、被災しても迅速に復興できるまちを目指すため、立地適正化計画の策定を進めることにしています。立地適正化計画の策定により、コンパクト・プラス・ネットワークを形成するとともに、快適な住環境を維持形成することで、住み続けたいまちを目指しますことをまちづくりの方針にしている。

鳥羽市都市再生協議会（以下「都市再生協議会」という。）は、学識経験者、市民、市内関係団体、交通事業者、関係行政機関等の様々な立場の方との連携を図りながら、本市の現況や課題を踏まえた将来のまちづくり方針の他、区域設定、防災指針、目標値等の立地適正化計画の作成に関して必要な協議を行うために設置するものである。

（２）設置根拠

都市再生協議会は、都市再生特別措置法第 117 条第 1 項の規定に基づき設置する法定協議会である。平成 26 年の法改正により、立地適正化計画の作成や実施にも活用できるようになった。多様な関係者との協議を経て立地適正化計画等を作成することにより、実効性を持った計画の作成を可能としている。

○ 都市再生特別措置法（抜粋）

第七章 市町村都市再生協議会

第百十七条 次に掲げる者は、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理並びに立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）を組織することができる。

- 一 市町村
- 二 次条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生推進法人
- 三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構
- 四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構
- 五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構
- 六 地域歴史的風致法第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人
- 七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等（※商工会又は商工会議所、まちづくり会社、都市再生推進法人等）

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間都市機構
- 二 当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、若しくは都市開発事業を施行する民間事業者又は誘導施設若しくは誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業を施行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）
- 三 関係する公共交通事業者等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九 年法律第五十九号）第二条第二号に規定する公共交通事業者等をいう。）又は関係する道路管理者、公園管理者その他の公共施設の管理者若しくは関係する公安委員会
- 四 その他都市再生整備計画及びその実施、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理又は立地適正化計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

3～6（省 略）

7 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、市町村協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。（※協議結果の尊重義務）

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定める。

○ 官民連携まちづくりの進め方（抜粋）／ 国土交通省都市局 2024.2 ver.1



- ①：協議会を組織できる者
- ②：①の者が必要があると認める場合に、協議会構成員に追加することができる者

- 都市再生整備計画の作成及びその実施、同計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理について、関係者間での協議を円滑に進めることが可能となります。
- 市町村都市再生協議会は、都市再生整備計画に位置付けられた事業を実施する場合、市町村と同様に、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）による支援を受けることができる（直接補助）。
- 都市再生整備計画に位置づけられた事業のうち、立地適正化計画の目標に適合する事業に対しては、都市構造再編集集中支援事業による予算支援制度があります（個別支援制度）。

(3) 所掌事務

都市再生協議会は、市長の求めに応じて、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ① 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。
- ② 立地適正化計画の実施に関すること。
- ③ その他市長が必要と認める事項に関すること。

(4) 委員の構成及び任期

- ① 協議会は委員 5 人以上 15 人以内で組織する。
- ② 都市再生協議会の委員は、下表を参考に選任する。
- ③ 任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

N0	分 野	団体名等
1	都市計画	学識経験者
2	防 災	〃
3	交 通	〃
4	商 工	鳥羽商工会議所
5	観 光	一般社団法人鳥羽市観光協会
6	住 民	鳥羽市自治会連合会
7	福 祉	鳥羽市社会福祉協議会
8	都市再生	独立行政法人都市再生機構
9	三 重 県	県土整備部都市政策課
10	鳥 羽 市	企画財政課
11	鳥 羽 市	総務課
12	鳥 羽 市	定期船課

(5) 運営方法

- ① 都市再生協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、会長は都市再生協議会を代表し、会務を総理する。
- ② 都市再生協議会の事務局は、鳥羽市建設課に置き、事務局長は鳥羽市建設課長、事務局員は鳥羽市建設課まちづくり整備室の職員をもって充てる。